

安芸高田市の歴史をたどる

中世安芸高田を伝える

毛利隆元の祈願所・男山神社(二)

毛利元就の長男・隆元によって創建された吉田町多治比の男山神社。江戸時代以前には「中の八幡」「多治比八幡宮」などと呼ばれていたようです。元就の書状の中に、「多治比八幡御祭礼流鏝馬」の神事について指示したのもあり(註1)、隆元をはじめ毛利氏の崇敬が厚かったことが伺えます。

男山神社に伝わる獅子頭(写真1)も当時の神事を裏づける資料です。桐材で、奥行42・5cm、幅35・5cm、高さ23・5cm。内側に「多治比八幡宮 奉寄進獅子頭一口 願主平佐藤右衛門尉就之 作者里田山城守 元亀二年六月一日」と記されています。(写真2)

統芸能として市無形民俗文化財に指定されていますが、毛利氏時代の伝統を受け継いだものとも考えられます。



写真1 男山神社獅子頭



写真2 獅子頭内側の銘



写真3 男山神社獅子舞

なおこの獅子頭は現在吉田歴史民俗資料館に寄託され、おもに常設展示されています。

註1:『広島県史』古代中世資料編V(昭和55年)所載、「長府毛利家文書」三毛利元就書状。

参考文献

・「高田郡史」上巻(昭和47年)
・「広島県文化財ニュース」第172号(平成14年)

編集後記
この正月はテレビで「地上より永遠に」や「メリーポピンズ」など、往年の名画といわれる昔の映画をかなり見ました。これらの作品はもととなった原作があるので、映画を見た後に原作を読むという楽しみもあります。たまには文章を通して名画の感動を違った角度で味わってはいかがでしょうか。(山中)
サンフレッチェ広島ユースがこの地にやってきて14年。今回の優勝で通算6回目の全国優勝となるそうです。サンフレッチェ広島ユースの強さの秘訣はどこにあるのか。イズミで行われた優勝報告会でいくつか聞くことができました。寮生活で培った選手同士の強い団結力。運をも引き込む強い気持ち。監督やコーチ陣と選手たちの強い信頼関係。そして何より大きいのが「市民の皆さんの温かい気持ち」と選手たちやサンフレッチェ関係者が口をそろえて言われました。そう言ってもらえると、市民としてもうれしくなります。まずまず「応援するぞ」という気持ちになりました。(戸田)
三次市にある「奥田元宗・小由女美術館」に行きました。月の明かりに照らされ、赤と黄色に光るこんもりとした山が描かれた「晩秋地蔵峠」という作品が一番気に入りました。(松村)

人輝く・安芸高田

広報あきたかた2

A K I T A K A T A

FEB 2007 No.36

発行編集 安芸高田市 企画課 〒731-0521 広島県安芸高田市吉田町常友1564-2 Tel.(0826)42-5612 Fax.(0826)42-4376 http://www.akitakata.jp/

気合だ~~~~!

1月14日(日)、安芸高田市空手道協会の主催で、甲田町の江の川で水中寒稽古が開催されました。安芸高田市内と安芸太田町の5団体の幼児から大人まで男女参加者約120人が鋭い気合をかけながら、心身の鍛錬に励みました。

今回の主な内容

平成17年度 決算.....2-7
平成18年分申告相談.....8-9 本人確認にご協力をお願いします.....10-11
地域力。有留自治振興会.....12-13 安芸高田市のできごとホットな話題.....14-15
市民のコーナー人輝く.....16 消防コーナー.....17
子育てコーナーげんきな親子.....18-19 健康コーナー 健康 いいカラダ.....20-21
市政の動きあきたかたトピックス(滞納整理、救急).....22
お役立ち情報.....23-27 いにしえの安芸高田物語.....28

決算



平成17年度の決算が12月定例議会で可決されました。普通会計の決算の概要をお知らせします。普通会計とは、一般会計、コミュニティ・プラント整備事業特別会計、飲料水供給事業特別会計が含まれます。決算額は決算統計のルールに従って純計した数値です。

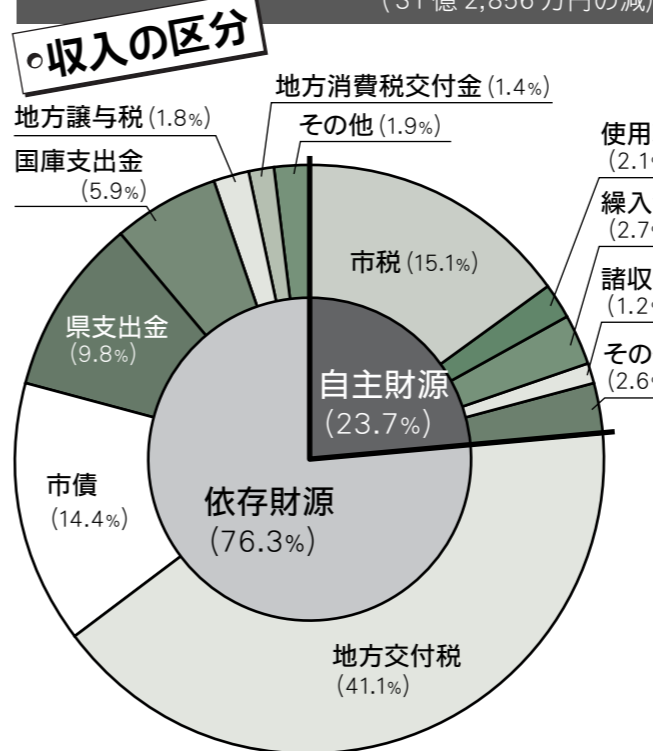
収入(歳入)

平成17年度の収入の総額は、221億7,692万円(31億2,856万円の減)で、昨年(平成16年度)に比べ31億2,856万円減りました。これは平成16年度には、利息を地域振興のために使おうと、合併特例債というお金を借りて33億円を貯金し、地域振興基金を創設したものが計上されていたためです。収入で最も多かったのは、地方交付税です。保護者(国)が子ども(地方)の生活のために送金する「仕送り」とよく例えられるこの地方交付税が約4割を占めています。市税は4,143万円増加しました。これは固定資産税やたばこ税などの税収が伸びたことによります。

支出(歳出)

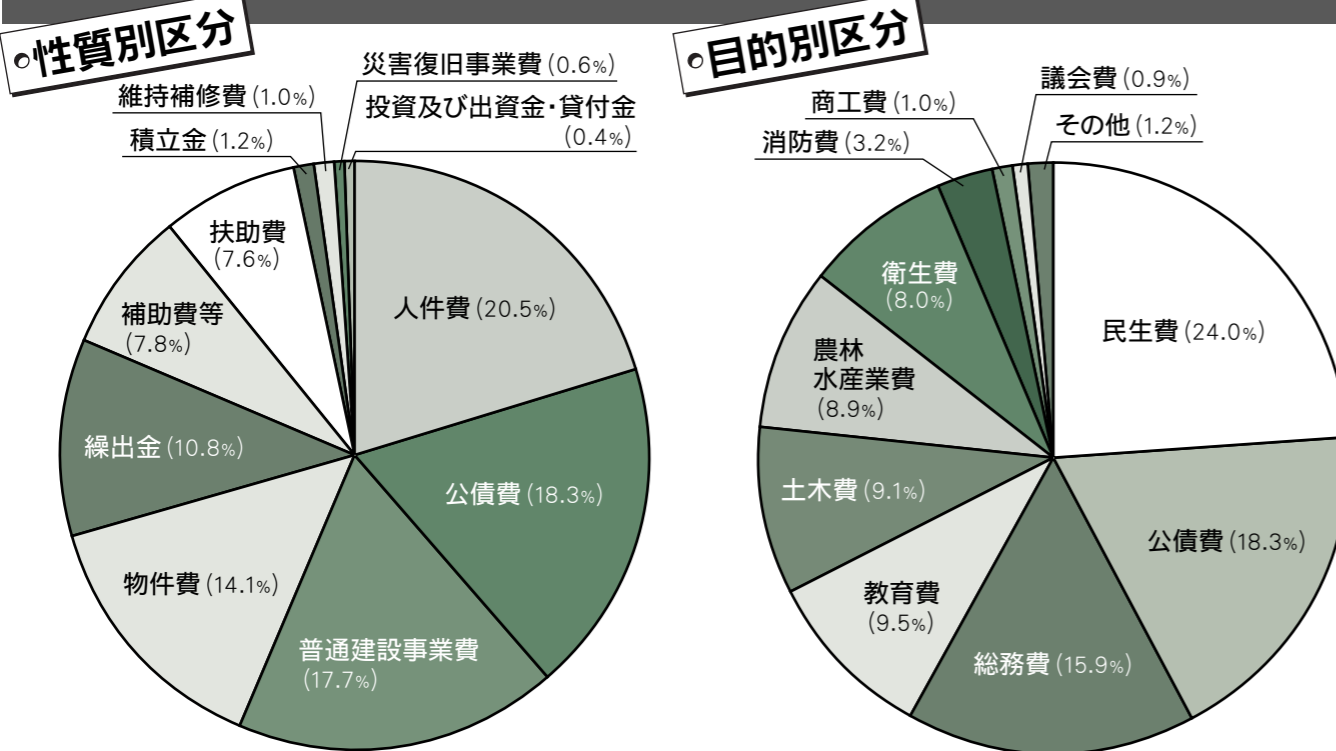
平成17年度の支出の総額は、215億1,326万円(33億2,605万円の減)で、昨年(平成16年度)に比べ33億2,605万円減りました。減少の大きなものは収入と同様に、平成16年度には地域振興基金の創設による支出が計上されていたためです。お金を使った目的別にみると、向原町に完成した特別養護老人ホーム「かがやき」の整備費を含む「民生費」が最も多くなりました。また、性質別では人件費が最も多い割合を占めました。昨年(平成16年度)に比べ2億4,298万円減少しています。これは在任特例期間が終わったことに伴う議員数の減少や、職員数の減などが影響しています。

収入の部 221億7,692万円 (31億2,856万円の減)



- 1位 地方交付税** 91億9,006万円 (1億8,842万円増) どのまちでも一定の行政サービスを行えるように市町村間の財政力の差をなくすために国から交付されるお金。所得税、酒税、法人税、消費税、たばこ税の5税が原資。
 - 2位 市税** 33億4,827万円 (4,143万円増) 市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税など市が課税徴収する税金。
 - 3位 市債** 31億9,510万円 (24億5,180万円減) 公共施設などを整備するために必要なお金を国などから調達する借金。
 - 4位 県支出金** 21億8,422万円 (2億4,698万円増) 市が行なう仕事に対して必要性に応じて県から支給されるお金。
 - 5位 国庫支出金** 12億9,790万円 (3億4,063万円減) 市が行なう仕事に対して必要性に応じて国から支給されるお金。
 - 6位 繰入金** 5億9,569万円 (3億9,266万円減) 資金運用の方法として特別会計、企業会計、基金から、受け入れるときの収入。
 - 7位 使用料** 4億7,478万円 (2,306万円減) 市が管理している施設を利用する際に市に納付されたお金。
 - 8位 地方譲与税** 3億8,915万円 (6,892万円増) 国税として集められた後、市に譲与される税。地方道路譲与税や自動車重量譲与税など。
 - 9位 地方消費税交付金** 3億1,221万円 (2,327万円減) 消費税の5分の1が県と市町村に交付される。交付額は、人口と従業者数を基準に配分。
 - 10位 諸収入** 2億6,190万円 (8,388万円減) 預金の利子や貸付金に対する償還金など。
 - その他** 9億2,757万円 (3億5,899万円減) 自動車取得税、分担金及び負担金、手数料など。
- ※万円未満の数値を切り捨てているため、合計と少し違いがあります。

支出の部 215億1,326万円 (33億2,605万円の減)



- 1位 人件費** 44億1,202万円 (2億4,298万円減) 職員や議員、各種委員に支払われる給料や社会保険料、報酬など。
 - 2位 公債費** 39億2,889万円 (5,099万円増) 市が借りたお金(借金)の返済経費。
 - 3位 普通建設事業費** 38億0,037万円 (5億6,826万円増) 道路、橋、河川、消防施設、学校、公民館、公営住宅などの新設、増設、改良事業や不動産取得等の投資的な事業費。
 - 4位 物件費** 30億4,193万円 (1,667万円増) 旅費、消耗品、食糧費、通信運搬費、手数料、備品購入費、使用料、委託料などの経費。
 - 5位 繰出金** 23億2,806万円 (5,077万円減) 資金の運用のため、特別会計に支出した経費。
 - 6位 補助費等** 16億8,212万円 (7,692万円減) 報奨金、謝礼金、負担金、補助金など。
 - 7位 扶助費** 16億2,813万円 (3,126万円増) 市が法令や条例によって、お金や物品を被扶助者に提供する経費。
 - 8位 積立金** 2億6,088万円 (36億8,073万円減) 基金などに積み立てる経費。
 - 9位 維持補修費** 2億0,626万円 (990万円増) 市が管理する公共施設(道路など)を維持するための経費。
 - 10位 災害復旧事業費** 1億3,771万円 (1,711万円増) 風雨、地震など災害を受けた施設を復旧するための事業費。
 - 11位 投資及び出資金・貸付金** 8,684万円 (3,116万円増) 財団法人などに対する出捐金や公営企業の資本を整備するための出資的な繰出金など。
- ※万円未満の数値を切り捨てているため、合計と少し違いがあります。
- 1位 民生費** 51億6,675万円 (5億5,564万円増) 社会福祉、身体障害者、高齢者、児童福祉など福祉の全般的な経費。
 - 2位 公債費** 39億2,891万円 (5,099万円増) 市が借りたお金(借金)の返済経費。
 - 3位 総務費** 34億1,822万円 (31億6,571万円減) 企画、財政、電算処理、税の賦課・戸籍・選挙など一般的な行政事務の経費。
 - 4位 教育費** 20億4,999万円 (2億5,885万円減) 幼稚園、小中学校など教育に関する経費と生涯学習や公民館、運動公園、資料館などの経費。
 - 5位 土木費** 19億5,141万円 (4,990万円増) 道路や河川、公営住宅の建設、整備、維持のための経費。
 - 6位 農林水産業費** 19億1,885万円 (4億3,218万円減) 農業、林業、水産業の振興のための経費。
 - 7位 衛生費** 17億1,068万円 (5,177万円増) 保健事業に関する経費、環境対策に関する経費。
 - 8位 消防費** 6億9,127万円 (5,416万円増) 消防や火災予防に関する経費。
 - 9位 商工費** 2億2,463万円 (5,758万円減) 観光や商工業の振興に関する経費。
 - 10位 議会費** 1億9,611万円 (1億1,337万円減) 議会の活動に必要な経費。
 - その他** 2億5,639万円 (6,083万円減) 労働費、災害復旧費、諸支出金。
- ※万円未満の数値を切り捨てているため、合計と少し違いがあります。

平成17年度 こんな事業を行いました。

安芸高田市は平成17年度にいろいろな事業を行っていますが、その一部を紹介します。

心豊かで創造性に富んだまちづくり

■特色ある学校づくり事業

1,175万3,131円

各小中学校が、地域に根ざした創意工夫のある教育活動や児童生徒の実態に即した教育研究を行いました。

吉田小学校は特色ある教育活動として、児童が卒業記念に自画像を描くという取り組みを伝統的に行っています。八千代の丘美術館に入館している作家の方から自画像指導をしていただいています。



人と環境にやさしいまちづくり

■人権推進事業

4,199万0,336円

「人 輝く・安芸高田」の実現に向けて、まちづくりの基調となる「人権尊重」を推進するため「安芸高田市人権尊重のまちづくり条例」制定と「基本方針」策定、講演会、人権フェスティバル、人権パネル展などの開催、また男女共同参画プランの策定などを行いました。

11月に人権フェスティバルを開催しました。人権標語入選者の表彰、映画の上映、命の尊さを伝えるコンサートなどを行いました。



■特別養護老人ホーム「かがやき」整備事業

8億2,646万1,774円

高齢者の健康と福祉の増進を図るため、特別養護老人ホーム「かがやき」を整備しました。

向原町坂に完成した特別養護老人ホーム「かがやき」は、自宅と同じような環境で生活を送れるよう、個室を整備したのが特徴です。



多彩な生産と交流のまちづくり

■経営構造対策事業

8,216万8,988円

地域農業の担い手・認定農業者の育成と地域農業の振興を図るための基幹施設「農畜産物処理加工施設」の運営母体である第3セクター安芸高田アグリフーズ(株)を設立するとともに、施設建設に着手しました。

安芸高田市と広島北部農協、広島駅弁当株式会社の3者は、8月に広島北部農協本店で、安芸高田アグリフーズ株式会社の基本協定書に調印を行いました。



快適で賑わいのあるまちづくり

■防犯対策費

825万4,120円

安全で安心な地域づくりのため、防犯灯の設置補助、小中学生への防犯ブザーの購入、市民のつどいの開催などを行いました。

小学生と中学生全員に防犯ブザーを配りました。各学校では朝礼などの際、不審者が現れた時の行動、防犯ブザーの使い方などを指導しました。



■地域振興組織助成事業

4,199万6,324円

市内32の地域振興組織が行う活動並びに特色ある地域づくり事業、フラワーロード事業に対して助成を行いました。

小原地域振興会では、この地域振興組織助成事業を活用して、パトロールカーを整備しました。地域の安全安心のための活動が実施されています。



■第2庁舎・総合文化保健福祉施設整備事業

9億6,080万8,636円

合併により分散していた行政各部署を1か所に集め事務を効率化させるための現庁舎の改築と第2庁舎と、文化活動、生涯学習、保健福祉など活動が複合的にできる、市の拠点となる施設を整備しています。

設計競技(コンペ)で決定した素案を、市民検討委員会をはじめとする各委員会で意見を出し合っ て設計書を完成させ、工事に着手しました。

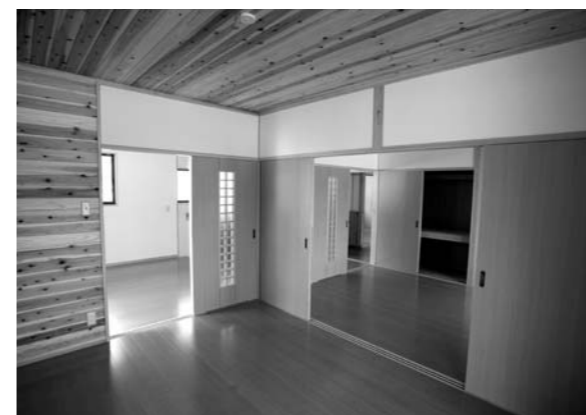


■市営住宅建設事業

1億2,251万2,534円

若者定住、高齢者等への居住の安定を目的に市営桑田住宅等の建設を行いました。

美土里町の桑田地区に市営住宅4戸が完成しました。茶色い瓦屋根で木造平屋建、広さは3LDKです。



1年間の収支はどつだったか？

1年間の収支は、実質収支、単年度収支、実質単年度収支といった数値から知ることができません。

実質収支とは、収入の合計額から支出の合計額を引き、さらにそこから翌年度(平成18年度)に繰り越す額を引いたものを言います。平成17年度の実質収支額は4億2,002万4千円の黒字でした。決算を見ると、ときにはこの実質収支が赤字であるか、赤字であるかが財政状況を判断する重要なポイントになります。

実はまだこの実質収支の中には、1年前の実質収支が含まれています。今年の実質収支から前年の実質収支を差し引くことで、17年度だけの実質的な収入と支出の差額が出てきます。これが単年度収支です。平成17年度の単年度収支は、1,362万円の赤字となりました。

また、単年度収支から基金(貯金)の積立てやその取り崩しなどの収支を差し引くことで、行政サービスを行うために必要だった経費と収入とのつりあいをみることもできます。これを実質単年度収支といえます。単年度収支に平成17年度の貯金をした額(基金積立額)2億2,276万2千円を足して、貯金を取り崩した額(基金取崩額)3億1,329万2千円を差し引くと、1億415万円

の赤字でした。

この数値をみると、経費節減に市全体で取り組みを進めたものの、結果として過去の貯金に頼った収支となつたことが分かります。

平成17年度末の貯金と借金

市が行う貯金は基金と呼び、借金は地方債と呼んでいます。

平成17年度末の貯金額(基金の状況)は、58億8,859万円でした。このうち、ある目的のために積み立て

安芸高田市の

財政状況を数値でみる

ている貯金(基金)を除く、財政の運営のためや借金の返済(公債費の償還)のために行っている貯金は11億1,316万1千円です。市民一人当たりでは約3万3千円となります。

一方で、合併前から平成17年度まで、旧町や市が道路や公共施設などを整備する際の資金として借り入れた、平成17年度末の借金額(地方債現在高)は、350億3,574万5千円です。市民一人当たりでは約104万1千円となりました。

合併前から、少しでも早く快適な生活環境を整備しようときまざまな事業を、資金を借りて一気に進めてきました。その結果として現在の状況になっています。毎年、計画的な返済は行っており、平成17年度は39億2,283万3千円を返済しています。

収入の大部分を占める

地方交付税の行方は？

安芸高田市の収入の約4割を占め

る地方交付税。この国からの仕送りとも言える地方交付税に、安芸高田も頼らざるを得ない状況です。

現在の安芸高田市の地方交付税は、合併特例措置により10年間は合併がなかったと仮定して毎年算定した額を受けられることが約束されています。このあたりからも、「生き残り」をかけた合併」であったことがうかがえます。

しかしながら、三位一体の改革によって大きな影響を受けることは確

実です。また、地方交付税も平成26年以降は合併特例措置が段階的に減額されていき、最終的には現在よりも約20億円減ることが予想されています。それまでに、行政改革による経費の節減や、より効率的な組織を作り上げること、健全な財政運営に努めなければなりません。

財政再建団体になるという心配は？

財政再建団体とは、一般企業でいう倒産の状況です。この財政再建団体になってしまうのは、標準財政規模に占める実質収支の赤字額の割合が20%を超えた場合です。安芸高田市の場合、約25億円の赤字が出ると、この状態になる可能性があります。平成17年度の標準財政規模は、127億2,873万6千円で、実質収支は4億2,002万円の赤字でした。

財政再建団体になると、国と相談をしながら国の監視を受けて財政を立て直していくことになり、税金など市民の皆さんへの負担も、法で定める最高額をお願いすることになります。そういった状況はなんとしても避けなければなりません。現時点では財政再建団体になるような状況ではないものの、大きな収入の増加が見込めない中、厳しい財政状況になることは確実で、着実に計画的に借金を返済しつつ、自主自立の道を探っていきます。

平成17年度 決算 会計ごとの 決算の状況



一般会計

歳入 226億7,485万円
歳出 220億1,205万円

市の行政運営の基本的な経費を計上した会計です。



国民健康保険特別会計

歳入 35億7,369万円
歳出 34億2,739万円

国民健康保険を運営する会計です。平成17年度末で加入世帯が7,867世帯、加入被保険者は14,041人でした。



老人保健特別会計

歳入 56億7,175万円
歳出 56億3,770万円

75歳以上の方の医療費の一部を負担する制度を運営する会計です。年度末の加入者数は7,084人で、加入者一人当たりの年間医療費は86万5,653円でした。



介護保険特別会計

歳入 31億3,185万円
歳出 30億6,254万円

老後の安心をみんなで支える介護保険制度を運営する会計です。介護が必要だと認められた要介護認定者は年度末現在で2,555人でした。



公共下水道事業特別会計

歳入 5億1,242万円
歳出 4億9,958万円

吉田の都市計画区域用途地域内の下水道事業を運営する会計です。平成17年度は事業認可区域の拡張、管路工事、施設の維持管理を行いました。



特定環境保全公共下水道事業特別会計

歳入 10億9,441万円
歳出 10億7,687万円

平成17年度は、八千代処理区は処理場の施設建設が完了、管路整備を実施、甲田処理区は処理場の管路整備を引き続き実施、向原処理区は処理場の維持管理を行いました。



農業集落排水事業特別会計

歳入 10億5,580万円
歳出 10億2,081万円

平成17年度は吉田処理区の入江地区の処理場建設が完了、向原処理区では向井原地区の機能強化事業として向井原浄化センターの建替え工事が完了、その他の地域では処理場の維持管理を行いました。



浄化槽整備事業特別会計

歳入 2億3,727万円
歳出 2億3,194万円

浄化槽の整備と管理運営を行う会計です。平成17年度は1,606基の浄化槽を管理し、125基を新設しました。



コミュニティプラント整備事業特別会計

歳入 5,899万円
歳出 5,899万円

甲田処理区吉田口地区で平成16年度から事業実施、平成17年度完成しました。



簡易水道事業特別会計

歳入 11億8,538万円
歳出 11億4,327万円

平成17年度は吉田と八千代給水区で、老朽化した施設の新設・改良、甲田給水区で営農飲雑用水の整備、美土里横田の揚水量・水質調査を行いました。



飲料水供給事業特別会計

歳入 2,309万円
歳出 2,225万円

飲料水の安定供給、施設の管理を行いました。

企業会計

企業会計とは、地方公営企業法の全部または一部の適用を受ける公営企業の会計をいいます。損益計算書と貸借対照表から成り立っています。安芸高田市では吉田町、甲田町の区域(一部)で地方公営企業法に基づき水道事業を営営しています。

水道事業

水道事業は、使用者の日常生活や社会活動を支えるために、欠くことのできない施設として、安全でおいしい水を安定して供給すると共に、経営基盤整備強化のため効率的経営に努めました。

損益計算書	
収 益	2億7,940万円
費 用	2億4,197万円
特 別 損 失	10万円
当年度純利益	3,733万円

貸借対照表	
固定資産合計	26億7,518万円
流動資産合計	2億5,647万円
資 産 合 計	29億3,165万円
負 債 合 計	1億3,246万円
資 本 合 計	27億9,919万円
負 債 資 本 合 計	29億3,165万円

申告日程

受付時間【午前】9時～11時 【午後】13時～16時

月	日	曜	吉田町	八千代町	美土里町	高宮町
2	15	木				【午前】三田林・上梶矢・下梶矢 【午後】上竹貞・下竹貞・下川根・山根
	16	金		【会場】根の谷集会所 本郷・根の谷	【会場】桑田の庄 是光・日南・上音地・下音地・上城	【午前】直会・田草 【午後】谷口・下宮・杉の原
	19	月		下根集会所 宮の下・宮の上・古屋	生田集会所 上青・中青・下青・程原・出店・上市	【午前】行部・葉師・亀谷 【午後】二重谷・栃原・篠原・歌ヶ谷
	20	火	【午前】津々羅、室坂 【午後】中馬河内、千川、日南	国安・中の谷		【午前】東城・すだれ 【午後】切田・中原・深渡
	21	水	【午前】川原、市場上・中 【午後】隠地、於手保	上根集会所 末石・日南下・日南中	生活改善センター 美土里 栃木・市・中北日南上・下叶口・上叶口	【午前】上城・土居谷 【午後】日南側・粒原1・粒原2
	22	木	【午前】中原、沖原、久保地 【午後】甲田、相合1・2・3・4・5班	日南上・東邦団地・市下・市裏		【午前】上沖城・下沖城 【午後】上仁王丸・下仁王丸・山田
	23	金	【午前】西浦上・下 【午後】後相合、山部、印内	市表・土井・余井・平原		【午前】穴戸城・後岡城 【午後】細河内・宮迫
3	26	月	【午前】上竹原、山手西 【午後】徳田、上小山	下根集会所 実宗・出口東・出口中・出口西	【美土里高齢者センター】 美土里 重信隠地・重信日南・清田・竹之内・鳥信	【午前】仲仙道・常広 【午後】茂谷
	27	火	【午前】下竹原、山手沖 【午後】上中馬、常楽寺	寺の下・高平寺・上高平寺・殿前市営住宅		【午前】行田・向原 【午後】後迫・来女木市
	28	水	【午前】山手日南下、本谷上、本谷中 【午後】上福原、常友日南	水無・五郎丸・下佐々井・門出		【午前】土居之内・田屋郷・上用地 【午後】下用地・叶谷日原
	1	木	【午前】山手日南上、宮之城、本谷下 【午後】下福原、下小山			【午前】中之郷・上福田 【午後】下福田・島之尾
	2	金	【午前】上・下新屋郷、下中馬上 【午後】山手中、甲元、下中馬下	谷の城・みどり会1・2・3・4	【会場】智教寺老人集会所 智教寺・大所（11時～15時）	【午前】水谷松之尾・下舟木 【午後】所木・五十貫部・三田谷
	5	月	【午前】小草、表桂、井山、十念 【午後】中東、長屋口、谷桂、桂市峠	中佐々井・安森・上佐々井		【午前】門田・前川・雇用促進住宅 【午後】上野吉広・志部府・竹部迫
	6	火	【午前】上市、石原1・2 【午後】久保、高野、横山	上谷・山梨・北原	増屋・広森・有藤・小谷・引地	【午前】下式敷・れんげガーデン 【午後】野部
	7	水	【午前】下市、入江沖、長屋イ・ハ 【午後】下入江、向桂	日南・日南団地・化正面・下とさわ・上とさわ・前田住宅		【午前】下房後・表郷 【午後】勘部・新迫
	8	木	【午前】2丁目、4丁目、高樋、柿原、柳原 【午後】左内、上迫、六日市、雇用促進住宅（常友、郡山）	大まき・横路住宅・上恩地・下大又・上大又		【午前】後側・房後粒原 【午後】上式敷
	9	金	【午前】1丁目、5丁目、内堀、外堀 【午後】大賀屋、西土手、大浜、三矢タウン	【会場】下土師集会所 別所・中土師・黒瀬・下土師（上）・下土師（中）・下土師（下）		【午前】野々原・原山 【午後】上羽佐竹
	11	日	上記の日程で「申告相談」ができなかった人			高宮町にお住まいの方
	12	月	【午前】新町上・中川手、四軒屋、上国司 【午後】下国司、古市、3丁目、新町下			【午前】中羽佐竹・信木 【午後】下羽佐竹
	13	火	【午前】上・下太郎丸、川向、浄安寺東 【午後】浄安寺西、青迫、坂巻	上記の日程で「申告相談」ができなかった人	上記の日程で「申告相談」ができなかった人	
	14	水	上記の日程で「申告相談」ができなかった人			上記の日程で「申告相談」ができなかった人
	15	木	上記の日程で「申告相談」ができなかった人			上記の日程で「申告相談」ができなかった人

※2月15日から3月15日の間は、各会場で相談を行います。このため、税務課、各支所市民生活課の窓口では申告できません。

月	日	曜	甲田町	向原町	
2	15	木	【午前】3区 【午後】5区（上高地）	有留地区 有留5・6・7	
	16	金	【午前】6区 【午後】2区	有留1・2・3・4	
	19	月	【午前】8区 【午後】4区	保垣地区生活改善センター 保垣2・4	
	20	火	【午前】9区 【午後】7区	保垣1・3・5	
	21	水	【午前】1区 【午後】10区	戸島地区生活改善センター 戸島2・3	
	22	木	【午前】18区 【午後】24区	戸島4・5	
	23	金	【午前】21区 【午後】27区	戸島6・7上下	
	26	月	【午前】20区 【午後】23区	ぶれあい 長田5・6・7上下	
	27	火	【午前】25区（上庄） 【午後】25区（道木）	ぶれあい 長田2・3・4	
	28	水	【午前】26区 【午後】28区	寺山地区 坂13・14	
	3	1	木	【午前】19区 【午後】22区	坂10・11・12
		2	金	【午前】11区 【午後】14区	坂2下・戸島8
		5	月	【午前】12区 【午後】13区	坂3・長田8
		6	火	【午前】15区 【午後】17区	坂1・16・17
		7	水	【午前】5区（下・中高地） 【午後】16区	坂2駅・戸島9
8		木		坂5・坂15上下	
9		金		坂8上下・坂9	
11		日	上記の日程で「申告相談」ができなかった人	上記の日程で「申告相談」ができなかった人	
12	月		坂2上・戸島1・11		
13	火		坂4・6		
14	水		坂7・戸島10・長田1		
15	木		上記の日程で「申告相談」ができなかった人		

平成18年分 申告相談



住民税（市県民税）の申告相談が始まります。平成19年1月1日現在、安芸高田市に住んでいる人で、次に該当する人は、最寄りの相談会場で、平成18年中の収入などを申告してください。

- 申告の必要な人
 - ① 農業、商工業など自営業の人
 - ② 年金、地代、パートなどの収入のあった人
 - ③ 給与以外の収入（農業など）のあった人
 - ④ 給与支払報告書が未提出の人
 - ⑤ 医療費控除などを受ける人
 なお、税務署で所得税の確定申告をされる人は、安芸高田市への申告は不要です。
- 申告のとき必要な書類など
- 印鑑
- 給与の源泉徴収票またはこれにかわるもの

税務署からのお知らせ

■平成18年分 申告期限
 所得税 3月15日（木）
 消費税・地方消費税（個人事業者） 4月2日（月）
 贈与税 3月15日（木）

■納税は安心・便利な口座振替を
 ※振替日：所得税4月20日（金）、消費税・地方消費税4月26日（木）

■申告書は自分で書いてお早めに
 税務署では、納税者が自ら申告書などを作成し、申告していただく「自書申告」を推進しています。税務署や申告相談会場では記載方法などのアドバイスを行っています。また、申告書などはできるだけ早く郵送などにより提出してください。

■国税電子申告・納税システム（e-Tax）
 インターネットを利用して、自宅や会社で申告ができるe-Taxをご利用ください。

【アドレス】<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

■インターネットで申告書を作成
 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用になれば、申告書などが簡単に作成できます。

【アドレス】<http://www.nta.go.jp/>

■にせ税理士にご注意ください
 税理士でない人が、税務書類の作成・申告手続きの代理や、税務署などへ納税者の代理人として交渉するなどの業務を行うことは、税理士法で禁止されています。

■収入印を押した申告書の写しが必要な方は
 宛名を記入し切手を貼った返信用封筒を持参してください。郵送します。申告期間後に交付することとはできませんのでご注意ください。

■年金所得を申告される方は
 必ず公的年金の源泉徴収票をご持参下さい。

■国民健康保険の加入者は
 収入の有無にかかわらず申告をしてください。申告が無いと税の減額措置が行われないなど、不利益を受けることがあります。

※資料準備の関係上、できる限り割り当てられた日に申告してください。ご都合の悪い人は、前日までにお手数でも税務課各支所市民生活課へ連絡してください。

- 公的年金の源泉徴収票
- 生命、損害保険料の支払い証明書
- 社会保険料等の支払い証明書
- 医療費控除のための領収書
- 農業の収入および経費がわかるもの（領収書・預金通帳など）
- 18年中に購入した農機具などの領収書または販売証明書
- 小作料、雇人費などの証明書または領収書
- 身障者手帳（証明書）
- 公共事業で土地などを売却した場合、その価格がわかるもの
- 生命・損害保険満期証明書、年金保険証明書

これから1か月後の市役所窓口で「えつ」です。

3月初旬、安芸高田市内に住んでいる安芸太郎さんは、新しい自動車を買うことになり、住民票が必要になりました。仕事の昼休みを利用して市役所へ。住民票の申請書を書き、市民生活課の職員に手渡ししました。受け取った職員から一言。「今日は何か写真付の本人確認できる書類をお持ちですか？」それを聞いた太郎さん。「えつ、そんなものがあるんですか？」

「えつ、本人確認できる書類が

いるんですか？」



いつもなら、車の中に必ず携帯している運転免許証も、この日に限って食後の運動と、同僚の自転車を借りてやってきていました。「今日は持ってきていないのですか？」と伝えた太郎さん。職員は続けて尋ねました。「写真付でなくても本人を証明できるものはありますか？」太郎さんはカードの健康保険証が財布の中に入っていたことを思い出しました。「健康保険証だったらありますが」職員は、カードを見せてもらい、太郎さん本人であることを確認しました。

住民票を受け取り、ホッと安心の太郎さん。このやりとりで少しばかり時間がかかってしまい、午後からの仕事開始10分前には職場に帰れると見込んでいましたが、3分前のギリギリに職場に到着しました。

今度また、住民票などが必要になったときは忘れずに運転免許証を持っていこうと思った太郎さんでした。

3 社会福祉課 児童福祉係 です

児童クラブ・児童館の申込窓口は、

個人情報を守り、不正行為による被害を未然に防止するために

3月1日から、住民票・戸籍・印鑑証明などを請求される際には、本人確認を行います。

確認をお願いする請求

- 住民票の写し
 - 住民票記載事項証明書
 - 印鑑登録証明書 (印鑑登録証も持参)
 - 戸籍等の謄抄本
 - 戸籍記載事項証明書
 - 受理証明書
 - 戸籍附票の写し
 - 外国人登録原票記載事項証明書 提示をお願いする確認書類など
- 【顔写真つき】
- 住民基本台帳カード (顔写真入)
 - 運転免許証
 - パスポート
 - 外国人登録証明書
 - 官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書
- 【顔写真なし】
- 住民基本台帳カード (写真なし)
 - 健康保険証
 - 年金手帳または年金証書等

※本人確認の書類がないときは、必要な事項を質問して確認します。
※これまで同様、必要な人から委任を受けて代理申請する場合は、「委任状」が必要です。(使用目的の記入も必要)



住民基本台帳カードの作り方

公的な証明書となる住民基本台帳カードを、市役所で作ることができます。住民基本台帳カードは、写真付きと写真なしとが選べます。

申請者の印鑑
申請者本人を確認できるもの

【1つで確認できるもの】パスポート、運転免許証、戦傷病者手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証など官公署が発行した本人の写真がはつてあるもの。

【2つ必要なもの】健康保険証、共済組合員証、介護保険被保険者証、在学証明書、国民年金手帳、老人保健医療受給者証、勤務先の社員証など。

写真付きを希望される場合
たて4.5cm、よこ3.5cmの大きさと、無帽、正面、無背景、6か月以内撮影した写真を1枚。
※住民基本台帳カードは、申請から交付まで1〜2週間かかります。交付の手料は500円です。

本人確認に

ご協力をお願いします



私たちは、市民の皆さんの戸籍や住民票といった大切な情報に関わる仕事を行っています。業務上気をつけていることは、個人情報を守ることです。近年、住民票や戸籍などを不正取得するといった事件が全国で多発しています。市民の皆さんの個人情報を守るため、交付請求の際、3月1日から本人を証明できる書類で本人確認をさせていただくことになりました。

私たちも生活のいろいろな場面で本人確認を受けることがあります。正直なところ「本人なのに」と思う時もあります。しかし、確認をしていただく方からすると、私の財産などを守ってくれるために聞いてくれているのだと思うようにしています。市役所の窓口でも「面倒くさい

市民部市民生活課

な」と思われるかもしれませんが、御協力をお願いします。

また、住民票では【氏名・現住所・生年月日・性別・本籍・筆頭者】などが証明されますが、使用目的(提出先)などによっては記載しなくても良いものがあります。私たちは、発行の際に「本籍・筆頭者の記載は必要ですか?」「世帯主・続柄の記載は必要ですか?」と確認させていただいています。必要以上の情報を出さないためにも、こういった記載が必要か事前に提出先に確認いただくなどのご協力をお願いします。

転入・転出や世帯の異動、婚姻などの届出のときも窓口に来られた方が本人であるかどうかの確認をさせてもらっています。このときにもご協力をお願いします。本人確認や住民基本台帳カードのことを詳しく知りたいと思われるら、市役所市民生活課戸籍住民係や各支所市民生活課市民係へお気軽にお問合せください。

地域力。

VOL.10 有留自治振興会

地域内の各団体間の絆を深めた振興会。

地域を見つめなおし、安心して暮らせる地域をめざす。

有留めぐりとアンケートで地域を見つめ直す、いつもと違った視点で地域が見えてきた。地域づくりプランは、有留地域のみならずこの地域で安心して暮らすためのいろいろな取り組みが詰め込まれている計画書です。平成16年から作成に取り組んできて、今年度でいよいよ完成します。このプラン作りの情報を集めるため、平成16年度は有留めぐりを、平成17年度はアンケートを行ってきました。

ものはないかと回りました。延べ3日間にわたり、30箇所以上を訪ねました。毎回、子どもから70代のお年寄りまで、30人から40人の地域の皆さんが参加されました。有留に暮らしていても、知らないことが多いことに気づいたという役員の皆さん。有留めぐりに参加した檜山裕子さんは「今だったら、いろいろな地域にまつわる伝説をまだ知っている人がいます。その人たちがいるうちに、聞いておかないといけないと思います。自分たちが知らないと次の世代には伝えられませんか。」と話し、史跡などは史実に基づいた話を絡めてみんな

で大切にしていこう、また場合によっては看板の設置など開発をしていく必要性を感じられたそうです。アンケートは中高生と、18歳以上の2種類のアンケートを行いました。内容は、地域づくりに関するものです。1世帯一人だと、意見がたよる可能性があるため、全員を対象にしました。50歳以上の人のアンケートの結果をみると、農業に対して大きな不安を抱えている方が1番多いことが分かりました。2番が老後のこと、3番が病気になったときのことと続きました。また、18歳から49歳の方では、

子どもの教育、進学のこと、1位の不安要素となりました。そして、今年度は地域の現状をもう少し詳しくつかもうと、高齢者だけの世帯や、空き家が増えているかといった調査を行いました。これらの調査から出てきた資料を使って地域づくりプランをまとめあげ、19年度からはいよいよ行動に移していきます。有留自治振興会は、これから更に活動を充実させてゆきます。振興会のおかげで地域内の各団体の連携が密になる。知名度を上げることがこれからの課題。

「振興会ができたといっても、



わしらの取り組みが変わることはないよ」と話すのは玉井久洋さん。有留地域では、これまで青壮年会、女性会、ふれあいサロン、老人クラブ、子ども会などの各種団体によっていろいろな地域行事が盛んに開催されてきました。振興会の発足以後も、各種団体が開催する行事は、継続して行われています。「振興会の役員が多くが、各団体のメンバー。動く人間は同じ人なんよ」と玉井さん。振興会は後ろから各団体をバックアップする立場にいるそうです。振興会ができたおかげで各団体の皆さんにとつては利点もありました。それは、振興会としての会議で集まる機会が増えたため、団体同士の結び付きが強まったことです。新たなつながりが生まれ、いろいろな行事の際もスムーズに運営できるようになりました。

役員皆さんには悩みもあります。それは振興会が地域に浸透していないということです。地域の中では、まだまだ振興会という名前も新しいし、関心も低いということが役員皆さんの実感です。これから振興会で発行

3年がかりで取り組んできた振興会活動の指針となる「地域づくりプラン」が、間もなく完成する。地域を再確認するために史跡や名勝を散策した有留めぐり。有留で暮らすみんなの気持ちを知らうと行ったアンケート。これらの結果をまとめ込んだこのプランに沿って、地域の課題の数を話し合っつづつ解決の方法を見つけていく。安心して暮らせる地域という土台の上で、史跡や名勝の掘りおこしと再発見など行って、地域を高めていく。いつまでも魅力があり、子や孫に帰って来たいと思わせる有留であるために。



1. 有留自治振興会の役員の方々と、辻駒健二推進員。
2. 有留めぐりでは子どものころは山や田を走り回って、史跡などもよく知っていたが、長い年月で忘れていたものもたくさんあった。
3. 歩いて回った後は、集会所に帰り、班に分かれてまとめを行った。ここは残したい、ここは危ないなど、気がついたことを地図に落とした。
4. 有坂川にある「堂道の滝」。ドウドウと落ちる水音から連想して「堂道の滝」の名が付けられたという。この滝の周辺整備を行ってはどうかとも有留めぐりで話し合った。

する広報などで振興会の名前や取り組みを紹介している。こうと話し合っています。振興会の役割は、地域の安全安心の確保。集まって話し合いを重ねることで解決方法を探していく。

「車に乗れないし、バスが走らなくなってしまうと高齢者の皆さんは、日々の買い物や、病院をどうするのか。災害時、地域内の安否確認をどのように行うかなど、地域が抱える課題はたくさんあります。こうした地域にある問題に対して、考えるきっかけをつくるのが自治振興会の仕事だと思えます」この話すのは、望月桂会長。有留地域でも高齢化が進み、子どもが少なくなっています。現在は地域の農地も守れていますが、しかし、何か特別な取り組みをはじめないと、現

在のように農地を維持し続けることはできないかもしれません。

望月会長は話を続けます。「5年後、10年後、15年後の地域のことを振興会は考えて、的をしぼりながら、安全安心の地域づくりを行っていきたいと思います。おそらくムダも多いはずですが、しかし、このムダも必要なことでいつか生きてくるときがあると思います。地域づくりは他の振興会と競争するものではありません。徐々にではあります。徐々にはありますが、前に進んでいます。数ある課題も、みんなで集まって1つずつ話すことで解決していく振興会を目指しています」。安心安全の地域づくりで生活の土台をつくって、史跡の整備などにも取り組んでいきます。

辻駒推進員の視点。

自分の地域が一番。

有留地域では、地域めぐりとそのまとめ(ワークショップ)、続いて地域プランの作成と、振興会活動が着実に前に進んでいると感じました。地域活動、振興会活動というと、どうも派手な活動に目が行きがちですが、よそのご馳走は良く見えるだけです。しっかりと地域を見つめて、どういう取り組みが必要なのかをしっかりと話し合うことが大切なのだと思います。

今は自治体が倒産するなど、地方自治だけではやっていけない時代です。ますます、自分たちの地域のことは自分たちが行わなくてはいけなくなります。危機感をもったら自分さえ良ければ良いという生き方はできません。地域のみんなが助け合わなければなりません。安芸高田市はどこも集落全体が家族のようなものです。それがこの地域のすばらしさで、今、自分が地域の中で暮らしている、生かされていると実感できるときなのではないかと思います。みんな、自分の暮らしている地域が一番です。



郡山城跡をテーマに学びました 第14回歴史講演会

12月17日(日) 歴史講演会が開催され、市内外から120名が参加しました。この講演会は(財)安芸高田市地域振興事業団が地域の歴史や文化に関心をもってもらうと毎年開催しているもので、今回は講師に吉田町出身の小都隆氏を招き吉田郡山城跡をテーマに研究成果の講演と歴史民俗資料館の川尻学芸員による日本百名城についての説明を受けました。

参加者は郷土の身近な史跡の全国的な価値を知ってさらに歴史への関心を深めました。



学校教育に役立ててもらいたい (株)東京濾器大谷製作所が市に学校用品を寄贈

「学校教育に役立ててもらい勉学に励んでもらいたい」と、このたび向原町の株式会社東京濾器大谷製作所から安芸高田市に学校用品が寄贈されました。テントやストーブ、液晶プロジェクターやカラーレーザープリンターなどが向原小学校と中学校に寄贈されました。

12月26日(火)、市役所を訪れた(株)東京濾器大谷製作所の田上武男専務取締役役に、児玉市長はお礼の言葉を伝え、感謝状と神楽の般若の飾り面を贈りました。



128名のランナーが参加した 第31回新春高宮虹の家族村マラソン大会

新年を迎えた1月3日、高宮町の広島ニュージーンズ村において「第31回新春高宮虹の家族村マラソン大会」が開催されました。

1.5kmの村内1周コースなどの各コースに、市内外から総勢128名のランナーが参加し、爽やかな朝の空気を貫いて健脚を競いました。



110番通報の大切さを学びました 「110番の日」に防犯訓練

1月10日(水) 可愛小学校で、防犯訓練が行われました。この訓練は「110番の日」を契機として防犯意識の高揚を目的に吉田警察署が、可愛小学校・可愛地区振興会などの協力のもと行ったもの。

学校に不審者が侵入、職員を人質にとったとの想定で実施された訓練は、犯人役の警察官が職員室に侵入すると、先生たちが連携し授業中の生徒たちを校庭に避難させる一方、警察に通報し、駆けつけた警察官により犯人を取り押さえて無事終了しました。

訓練終了後、生徒たちは警察署員や先生たちから、110番通報の大切さ、危険を防ぐための注意などを受けていました。



最高の結果を報告できました サンプルチェ広島ユース優勝報告会

1月9日(火) ゆめタウン吉田店で、昨年12月に開催されたJユースサハラカップ2006第14回Jリーグユース選手権大会で優勝の栄誉に輝いた、サンプルチェ広島ユースの優勝報告会が開催されました。選手たち21名は森山監督とともに壇上に上がり、大勢の買い物客や吉田高校生、市関係者と一緒に快挙を喜び合いました。

チームを代表して遊佐克美キャプテンが「大勢の皆さんの支えによって優勝することができました。がんばってきた結果が最後に出てよかったです」と感謝の気持ちを込めてあいさつを行いました。

可愛地区振興会各支部の取り組み 福原城の整備と中馬の史跡めぐり

12月10日(日)に可愛地区振興会甲福支部では福原城跡の清掃ならびに偽木の設置を行なわれました。この偽木の設置は今年度の特色あるまちづくり事業として、可愛地区振興会で行われているものです。元就生誕の伝説の地とされる福原城での取り組みから、皆さんの地域財産へのほこりが感じられました。

同日、中馬支部では、中馬の史跡巡りが行われました。この地区は横穴式古墳群に始まり、中世は元就にまつわるものなど歴史遺産の多い地域です。地元の西岡霊晃さん、松川博さんにガイドを依頼し、これまで知ることができなかった歴史遺産に触れ、参加した約60人は、新たな感動を得られていました。

可愛地域振興会レポーター 末長量平



再来年の秋の収穫に向けて 坂上地域振興会ナメコのコマ打ち

12月12日(火)、桜のほだ木にナメコ菌のコマを5,000本打ち込む作業を行いました。地域のゲートボール場の周囲に植えられていた桜の木を伐採して撤去する必要性が生じ、振興会でナメコ栽培に利用させてもらう話が持ち上がり、実施にいたりしました。

早朝から作業道具を持ち寄り男女15名が、ほだ木の運搬、玉切り、穴あけ、コマの打ち込み、完成したほだ木の配置等一連の作業を午前中で済ませました。リーダーの杉安義一さんの話によると、来秋から少しずつ生え始め、再来年の秋から本格的に収穫ができるとのことでした。収穫の日を夢見ながら一同疲れを忘れて家路につきました。

坂上地域振興会レポーター 京極博



ピアノ・エレクトーンなどを 小中学校や幼稚園へ寄贈

すみよし みえこ
住吉美慧子さん(高宮町)

42年続けてきた音楽教室に昨年5月でピリオドをうった、高宮町の住吉美慧子さん。この教室で使ってきたピアノ・エレクトーンや電子ピアノ、リズム楽器などを、このたび「役立ててもらえたら」と、市に寄贈されました。全部で10台の楽器が、市内の2中学校、6小学校、1幼稚園へと運ばれていきました。

楽器が届いた学校からは、子どもたちの喜びの声をまとめた手紙が届きました。中にはエレクトーンの前で楽しそうに写った子どもたちの写真、全児童からの感謝の手紙が製本されたものもあったそうです。その手紙を見つめては「古いものだけ使ってもらい、喜んでもらえて本当に良かった」と目を細めていました。

現在も音楽は続けている美慧子さん。家族のみなでバンドを組んでどこかのステージに出場するのが目標なのだそう。



42年間の音楽指導で、約500から600人の生徒を教えしてきた。その教室となっていた部屋は、今は家族バンドの練習場になっている。



森田署長(写真右)から表彰される田中勝也さん(写真左)

安芸高田 消防 救急協力者を表彰



安芸高田市消防本部・安芸高田消防署
TEL 42-0931 FAX 47-1191
ホームページ http://www.akitakata.jp/119/

平成18年11月18日、午後3時30分ごろ、山口県岩国市の田中勝也さんが安芸高田市内の露天風呂の湯船に沈んでいた85歳の男性を発見、直ちに引き揚げ心肺蘇生を実施されました。救急隊が現場到着時には、男性は呼びかけに返事ができるまでに回復していました。適切な救命処置により後遺症もなく日常生活をしております。

安芸高田消防署では、その功績に対して、さる12月3日、田中勝也さんを署長表彰しました。

第59回広島県児童生徒書道展で、吉田高等学校と美土里小学校が学校の部で奨励賞

第59回広島県児童生徒書道展覧会において、高等学校の部で吉田高等学校が、小学校の部で美土里小学校が1・2・3位に続く学校賞である奨励賞を受賞しました。吉田高等学校は7年連続7回目、美土里小学校では昨年に続く2度目の受賞となります。

この展覧会に広島県内の小中高校から約6,200点の応募がありました。吉田高等学校は書道部15名と授業を選択している生徒の作品70点を、美土里小学校からも3年生から6年生の希望者の作品42点を応募しました。美土里小学校では、美土里町北の菅野康男さんを外部講師として招聘するなど、開校以来、習字の指導に力を入れています。それぞれの学校全体として優れた作品が多かったこと、学校として積極的にこの展覧会に取り組みされたことなどが評価されて、受賞につながりました。また、個人の入賞者は次のとおり。

【特別賞】	■広島県教育委員会賞	萩原 麻由さん (吉田高1年)
	■呉市教育委員会賞	中島 翔平さん (吉田高1年)
	■安芸高田市市長賞	大谷 有璃さん (吉田高2年)
	■安芸高田市議会議長賞	横川 雄一さん (吉田高2年)
	■テレビ新広島賞	国広 依利さん (吉田高3年)
【奨励賞】	■小学校5年の部	山際 納月さん (美土里小5年)

人権擁護委員の委嘱

平成19年1月1日付で法務大臣から人権擁護委員として再任されました。

古屋田 武さん(八千代町)

人権推進課 TEL 42-1126

安芸高田消防署 12月の出動件数

火災	3件 (27件)
救急	122件 (1,332件)
救助	1件 (34件)
その他	3件 (62件)

※下段の()は平成18年の累計

住宅用火災警報器の設置について

住宅火災から死者を減らすために消防法で一般住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。現在、新築の住宅では新築時に設置が義務付けられており、既存の住宅にあっては平成23年5月31日までに設置しなければなりません。

全国の住宅用火災警報器による奏功事例

■事例1 (京都府)

就寝前に煙草を吸い、確実に消火せず就寝してしまつたため、座布団に落下した煙草により燻焼し、4時間半後に警報音と熱気で火災に気がつき水をかけて消火した。



■事例2 (新潟県)

夕食準備のため、ガスコンロに天ぷら鍋をかけた状態でその場を離れ、庭の掃除をしていると、しばらくして警報音が連続して聞こ

えてくるので台所へ駆けつけると、天ぷら鍋上に炎が約1メートル立ち上がっており、すぐに毛布を被せ消火した。



全国の不適正な訪問などによる販売事例

■事例1 (北海道)

オレンジ色の服を着た、準公務員と名乗る者が販売に来て「今設置すると9,000円、明日だと1万2,000円になる。全ての部屋に設置義務がある。」と急いで契約をせまつた。

■事例2 (神奈川県)

「既存住宅にもすぐに設置が必要で、設置しないと法律で罰せられる。」など執拗に勧誘してきたので警察に通報すると言つたところ早々に立ち去つた。

不適正な訪問販売で被害に遭わないためのポイント

- 消防職員は販売しません。
- 自分の家はどこに設置が必要かわからじめ知っておきましょう。
- 点検は個人で容易にでき、点検業者には依頼しなくてもいい作業ではありません。
- 口車に乗せられて即決・契約しないようにしましょう。

■準優秀賞 澁川 健さん(可愛小6年)、二山 愛理さん(可愛小6年)、三木 直人さん(可愛小6年)、横山 伸さん(可愛小6年)、京極 歩実さん(刈田小6年)、二山 裕輝さん(刈田小5年)、松本 純枝さん(根野小6年)、綿木 弥夕さん(根野小6年)、江崎 可音さん(根野小5年)、小東 香菜さん(根野小4年)、下市 直輝さん(根野小4年)、田中 克美さん(美土里小4年)、上杉 周平さん(来原小6年)、高野 司さん(来原小5年)、山本 杏奈さん(甲立小5年)、国司 奈緒さん(小田小6年)、木坂 早希さん(小田小6年)、中尾 洋介さん(小田小5年)、小田 香さん(小田東小5年)、有政 俊助さん(向原小4年)

吉田歴史民俗資料館絵画コンクール「文化財をえがこう」入賞者



■市長賞 津村 康平さん(甲立小6年)

- 議会議長賞 師岡岡加音さん(郷野小5年)
- 教育長賞 満越 彩花さん(甲立小4年)
- 資料館長賞 塚廣 杏樹さん(郷野小4年)
- 文化財保護審議会賞 竹内 義貴さん(小田東小4年)
- 優秀賞 山根 知樹さん(吉田小6年)、波多野 奈美さん(吉田小5年)、岡村 春花さん(可愛小4年)、武田 貴慧さん(川根小4年)、喜連川 朱音さん(甲立小4年)、藤原 愛果さん(甲立小4年)、倉井 愛美さん(小田東小6年)、紀川 夏奈子さん(向原小4年)

「文化財をえがこう」入選者作品巡回展示

入選者33名の作品展示を次の3会場で開催します。ぜひご覧ください。

- 高宮公園バラツツオ 1月26日～2月12日
- 吉田郵便局 2月14日～2月26日
- 八千代の丘美術館 2月28日～3月8日

○罰金という言葉におびえて動揺しないでください。(罰則はありません)

平成18年中の火災・救急件数
安芸高田市の火災・救急出場件数をまとめました。

※()内の件数は平成17年中の件数等です。

■火災件数	27件 (33件)
【火災種別】	
▼建物	10件 (9件)
▼林野	3件 (4件)
▼車両	4件 (2件)
▼その他	10件 (18件)
【死者】	
▼死者	1人 (2人)
【負傷者】	
▼負傷者	5人 (2人)
【出火原因】	
1位 放火の疑い(火入れ)	
2位 火入れ(たばこ)	
3位 たばこ、ストーブなど	
(火遊び・コンロ)	
【損害額】	5,261万円
(6,372万円)	
【救急出場件数】	1,332件
(1,487件)	
【救急種別】	
▼急病	741件(811件)
▼交通事故	127件(180件)
▼一般負傷	154件(157件)
▼その他	310件(339件)



田園パラッツォ おはなし広場 劇団風の子中四国 公演 くるり

みなさんは円型の舞台をぐるりと囲んで、座ります。くるりくるくる、まわってみたらふしぎなせかいがみえてくる！いろいろなものがくるり！と変身したり、ころがったり。くるりを合言葉に、いろんな出会いを探します。

- とき 2月24日(土) 午前10時30分～
- ところ 田園パラッツォ 大交流室
- 対象 幼児・園児と保護者

入場無料

「田園パラッツォ図書館おはなしタイム」拡大版。年に1度のお楽しみ行事です。ぜひおこしください。

■問い合わせ 田園パラッツォ図書館 TEL 57-1803

つみき講座「つみきの会」

ナマにふれる文化事業実行委員会 (吉田教育分室) TEL 42-2411

- とき 3月7日(水) 10:00～12:00
- ところ 吉田運動公園 創作室
- 対象 参加対象は、0歳～未就園児
- 内容 親子の積木あそび
- 参加費 1家族200円

健康診査

月日・受付時間	対象	会場
2月1日(木) 13:00～13:15	1歳6か月児健康診査 平成17年5月～6月生まれの吉田町・八千代町在住の方	(吉田) ふれあいセンター いきいきの里
2月8日(木) 13:00～13:15	3歳児健康診査 平成15年8月～9月生まれの吉田町・八千代町在住の方	(八千代) 人権福祉センター
2月15日(木) 13:00～13:15	乳児健康診査 平成18年2月～4月生まれの美土里町・高宮町在住の方	(高宮) 基幹集落センター
2月22日(木) 13:00～13:15	3歳児健康診査 平成15年7月～9月生まれの甲田・向原在住の方	(甲田) ふれあいセンター こうだ

健康診査は診察、身体計測、食生活・歯・ことばなど育児全般における個別相談。
※対象者には個人通知します。

〔子育て相談会〕 ※個別相談で、予約が必要です。

月日・受付時間	会場	相談員	お知らせ
2月7日(水) 13:00～15:00	(吉田) ふれあいセンター いきいきの里	心理判定員 (子育て相談員)	要予約(予約先:保健医療課)
2月19日(月) 10:30～15:00	(吉田) 吉田人権会館	児童福祉司 心理判定員	要予約(予約先:子ども家庭センター TEL 082-254-0381) もしくは保健医療課
3月7日(水) 13:00～15:00	(八千代) 人権福祉センター	心理判定員 (子育て相談員)	要予約(予約先:保健医療課)

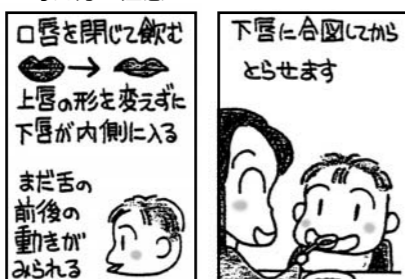
食べて歯っぴい～

お口の発達にあわせた離乳食の進め方とお口のケアをテーマに乳幼児教室を開催しています。

「～らくらく離乳食～教室」より —— 離乳食・初期(ゴックン期)

5～6か月ころの赤ちゃんは、口に入ってきた食べ物を口を閉じて、舌を上あごに押しつけながら前から後ろに送り、ゴックンと飲み込む動きを覚えていきます。(お口の発達)

■与え方の注意



☆離乳食1週目は、お米の味を覚えるため、10倍がゆをすりつぶしたヨーグルト状の物から始めましょう。

【つぶしがゆ】



スプーンの上の食べ物を上あご、上唇に無理やりつけないで、なるべく口の入り口近くに食べ物を与え、奥に押し込まない。

■離乳食のふやし方のめやす (はじめての食品は1さじからはじめましょう)

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
つぶしがゆ	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
いもやさい						✓	✓	✓	✓	✓
卵黄										✓
豆腐										✓
白身魚										✓

月齢に応じた「離乳食の教室」を開催しています。詳しくは保健医療課 TEL 42-5619へお尋ねください。

乳幼児健康教室

月日・時間	会場	対象月齢・内容	申込み期間	お知らせ
2月13日(火) 13:30～15:00	(吉田) ふれあいセンター いきいきの里	幼児(1歳4か月以上)～食べて歯っぴい～ ・おやつと水分補給 ・お口のケア	2/6～2/9	エプロン・歯ブラシをご持参ください。要予約(予約先:保健医療課)
2月27日(火) 13:30～15:00	(高宮) 基幹集落センター	乳児(3か月～8か月児)～らくらく離乳食～ ・月齢に応じた離乳食 ・お口のケア	2/20～2/23	要予約(予約先:保健医療課)

問い合わせ 保健医療課 TEL 42-5619

図書館でのおはなし会

- 2月10日(土) 11:00～ 八千代図書館[おはなし会] 八千代人権福祉センター
- 2月15日(木) 10:30～ 吉田図書館[おはなし会] 吉田公民館2階

育児相談・4か月児相談・2歳6か月児相談

月日・受付時間	会場	相談会名	お知らせ
2月2日(金) 10:00～11:30 13:00～14:30	(吉田) ふれあいセンター いきいきの里	●4か月児相談 ●2歳6か月児相談	※4か月児・2歳6か月児相談の対象者には個人通知します。
2月5日(月) 9:30～11:30	(八千代) 保健センター	●育児相談	
2月6日(火) 10:00～11:30	(高宮) 基幹集落センター	●4か月児相談 ●2歳6か月児相談	対象:4か月児相談は平成18年10月生まれ。2歳6か月児相談は平成16年8月生まれ。
2月14日(水) 10:00～11:30	(向原) 保健センター	●育児相談	
2月16日(金) 10:00～11:30 13:00～14:30	(吉田) ふれあいセンター いきいきの里	●育児相談	※歯ブラシをご持参ください。
2月21日(水) 10:00～11:30	(甲田) ふれあいセンター こうだ	●育児相談 ●4か月児相談 ●2歳6か月児相談	
2月28日(水) 10:00～11:30	(美土里) 山村開発センター	●育児相談	

※育児相談はこの会場を利用して結構です。お気軽にご参加ください。

子育て支援

子どもたちは友だちと遊んだり、お母さんと遊んだり楽しんで時間が過ごせます。そのかわり、お母さんたちは育児の悩みなど情報交換もできます。

■持ってくるもの お茶・着替え・タオル

日 時	保育所(園)名	内 容
2月6日(火) 9:00～11:00	かわね保育園 TEL 58-0259	園庭開放
2月7日(水) 9:00～11:00	ふなさ保育園 TEL 57-0007	園庭開放
2月7日(水) 10:00～11:30	小原保育所 TEL 45-2653	人形劇
2月13日(火) 10:00～12:00	吉田保育所 TEL 42-0662	園庭開放
2月13日(火) 9:00～11:00	くらはら保育園 TEL 57-1633	園庭開放
2月14日(水) 10:00～11:30	甲立保育所 TEL 45-2199	人形劇
2月15日(木) 10:00～11:30	みどりの森保育所 TEL 54-0880	園庭開放
2月15日(木) 9:30～11:30	向原こぼと園 TEL 46-2018	園庭開放
2月21日(水) 10:00～11:30	小田東保育所 TEL 45-2118	人形劇
2月26日(月) 9:30～11:00	吉田幼稚園 TEL 42-2788	絵本の読み聞かせ
2月27日(火) 10:00～12:00	吉田保育所 TEL 42-0662	園庭開放
2月28日(水) 9:30～11:30	入江保育園 TEL 43-1011	園庭開放
2月 日時未定 日時が決まり次第、園等にポスターを掲示します。	吉田保育所 TEL 42-0662	じゅんじゅん先生と遊ぼう

※子育てに関する悩み、相談も応じています。お気軽にお話ください。
※上記保育所(園)以外は、随時、園庭開放を行っておりますが行事の都合等がありますので保育所(園)にお問い合わせください。

げんきな親子

子育て中のみなさんを応援するコーナー。子育てに関する情報をいろいろ掲載します。

トイレ・トレーニングを始める前に

おしっこが出るしくみについて

おしっこは腎臓でつくられ、ある程度膀胱にたまると「おしっこがたまった」という情報が脳に伝えられます。脳はその情報を受け「おしっこをしないな」と感じ、そこで「おしっこを出していいよ」という司令を出します。その司令が膀胱に伝わると、おしっこが出るというわけです。

働きは月齢とともに発達します

このような生理的機能は発達段階によって変わってきます。その機能に応じた「しつけ」がトイレ トレーニングです。

0～6か月ころは

脳の発達が十分でないため、膀胱がいっぱいになっても尿意を感じることはできません。おしりのスキンケアに気を配り、やさしく声かけしながらおむつをかえてあげましょう。

6～10か月ころは

膀胱におしっこをある程度ためておけるようになります。おしっこが出ると、ぬれて不快を感じて泣くようになりますが、おむつを換えてほしいというサインですので、受け止めてあげましょう。

10か月から1歳6か月ころは

よちよち歩きができるようになると、脳が発達してきて、おしっこがたまる感じが少しずつわかるようになってきます。また、単語が話せたり、大人の言葉がある程度理解できるようになります。歩いて話せるようになったということは、トイレ・トレーニングを始めるための大切な時期になります。

1歳6か月～2歳のころは

膀胱もかなり大きくなってきて、おしっこの間隔があてきます。そして、おしっこがたまるという感じも徐々に分かるようになります。また、じょうずに歩き、言葉も話せるようになり、おしっこの間隔があてきたら、トイレ・トレーニングの準備が整ったといえます。

トレーニングといっても、決して訓練ではありません。早くトレーニングを始めたからといって、早くおむつが取れるとは限りません。トレーニングを始める時期は、子どもによって個人差がありますので、あくまでも一人ひとりの発達に応じて決めていきましょう。



■子どもを産んだとき:

出産育児一時金
被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、35万円が支給されます。妊娠12週(85日)以降であれば、死産・流産でも支給されます。※ただし、出産する方の国民健康保険の加入が、出産する日の前の6か月以内の場合で、他の健康保険(本人)の加入期間が1年以上あった場合は、国民健康保険から出産育児一時金は支給されず、他の健康保険から支給されます。

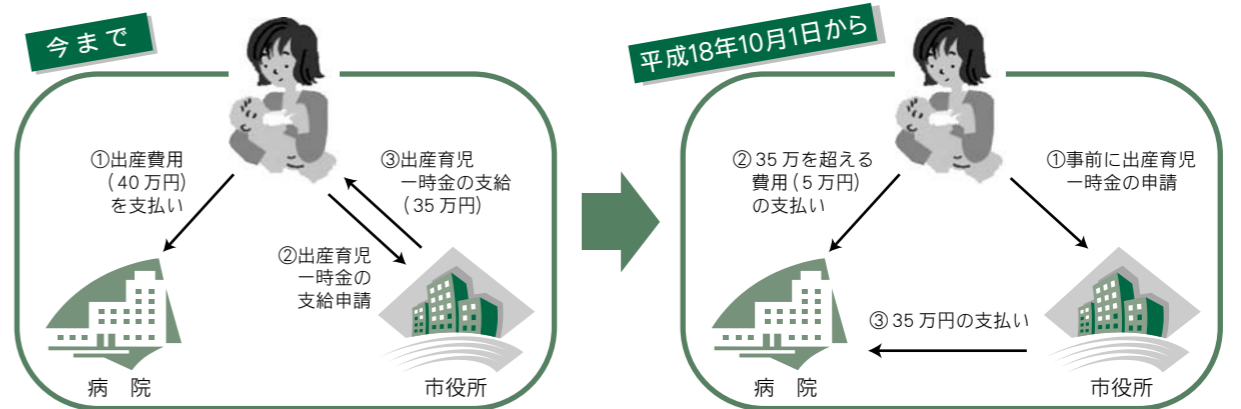
【申請に必要なもの】

- ・保険証
 - ・印かん
 - ・母子健康手帳
 - ・死産・流産の場合は医師の証明書
 - ・振込先口座がわかるもの
- (注)出産の翌日から2年を過ぎると支給されません。

事前の申請もできます

出産育児一時金は図のように、事前の申請で出産時に35万までの費用を支払わずに済むこともできます。※事前申請には、病院の支払に関する承諾が必要となります。また、事前の申請がない場合は、今までどおりの支給となります。

■例えば出産費用が40万円かったとき、



■亡くなったとき:

葬祭費
被保険者の方が死亡された場合、葬祭を行った方(喪主)に葬祭費として7万円が支給されます。

【申請に必要なもの】

- ・保険証
 - ・印かん
 - ・死亡証明書の写し(死亡届を他市で提出した場合)
 - ・振込先口座がわかるもの
- (注)葬儀をした日の翌日から2年を過ぎると支給されません。

平成18年6月診療分

(1人あたりの費用額)

	安芸高田市	県平均
一般	21,879円	17,939円
退職	27,729円	29,853円
老人	58,086円	66,451円

日本人の食事は、炭水化物・脂質・たんぱく質の三大栄養素をバランスよく摂取していましたが、近年、脂質の割合が増加し続け、穀類などの炭水化物が減少しています。日々の食事は、つい「お腹を満たす」生活になりがちです。おかずは野菜の量が減り、魚や大豆は肉へ。その結果、生活習慣病が子どもにまで広がっています。

子どもが社会に出たとき、栄養バランスのよい食事ができるかどうかは、幼児期の食経験に左右されます。外食弁当を利用したときは不足しがちな食品を選ばず、「頭で食べる」ことを身につけておくことが大切です。健康的な食習慣を少しずつ身につけて、生活習慣病を予防していきましょう。でも、現状ではこんな食もみられます。

あなたは、どんな食?

個食:自分(個人)の好きなものを各々が食べる(こと)

固食:固定して、自分の好きなものしか食べない(こと)

小食:食べる量が少ない(こと)

粉食:スバゲッティーやパンなど、粉を使った主食を好んで食べる(こと)

濃食:塩やしょうゆなど非常に味の濃い食事を好んで食べる(こと)

もう一度、自分と家族の食生活を見直してみよう。

※食生活のご相談は保健医療課栄養士にお問い合わせください。

食のさんぽ道 栄養

高齢者料理教室を実施して

安芸高田市食生活改善推進協議会



最近高齢者の方で栄養が偏っている人が多いと、よく耳にします。私たちヘルスメイトで、できることはないかと考えていたところ高齢者料理教室を開催してほしいとの依頼があり、社会福祉協議会と保健医療課との協力地域に出向いて開催しています。

高齢化率が高くなっている現在、地域が手と手を取り合い、知恵を出し合って、毎日を暮らしていく必要があるだろうと思います。そして参加された方から「今日は来てよかったのう、また呼んでえや」、「これくらいのことなら作れるのう」との声がありました。栄養士さんから「元気で過ごすための食事」の話も聞かれ、有意義な一日を過ごされたのではないかと感じました。

実習メニューの1品を紹介します。

スキムミルクムニエル (2人分) スキムミルクを衣に使ったお魚料理



■材料

- 鮭.....2切れ
- 塩・こしょう.....少々
- スキムミルク.....大さじ2と1/2
- 油.....大1と1/2さじ
- 水.....適量
- マヨネーズ・ヨーグルト...各小さじ2

■作り方

1. 鮭は水気をふき、塩・こしょう・スキムミルクをまぶす。
2. フライパンに油を熱し、鮭を焼く。途中で水を加えてフタをし、蒸し焼きにする。
3. 火が通ったら、フタをとって衣をパリッと焼く。

健康あれこれ

1日人間ドック検診の受付が始まります。保健医療課 TEL 42-5619

- 自らの健康管理のため1年に1回は健康診査を受けましょう。
- 期間 4月～12月(実施日は、申し込み時にご確認ください。)
- 場所 JA吉田健康管理センター(吉田総合病院内)
- 対象 安芸高田市に住民票のある方
- 料金 男女とも20,000円(国民健康保険被保険者の方は12,000円) ※女性検診(乳がん・子宮がん)希望者は、1,050円追加。
- 申込方法 JA吉田健康管理センターへ直接電話で申し込んでください。申し込み先電話番号:42-5385
- 申込期間 2月13日(火)～4月20日(金) 正午から午後4時30分まで(土・日曜日・祝日除く) ※なお、総合健診は支所ごとに6月～7月の実施を予定しています。



献血

こんなに科学が進歩しても人工的に造れないもの、それは「血液」。特に冬は、風邪などで体調をくずす人が多く、献血者が減少しがち。ほんの少しの勇気と大きな思いやりが、だれかの生きるチカラにつながります。

<献血場所・日時>

- 2月19日(月) 午前9時30分～11時 午後0時15分～3時30分 向原保健センター
 - 2月27日(火) 午前9時30分～11時15分 午後1時～3時30分 八千代人権福祉センター 八千代病院
- より安全な血液供給のため、400ml献血のみご協力をお願いします。

健康手帳

【老人保健で受けられるサービス】



老人保健の医療受給者証をお持ちの方には、健康手帳も一緒に交付しています。

この健康手帳は、健康診査や歯の健康観察など健康の記録を記入して、自分の健康管理に役立てるほか、県内の公共施設で老人保健の医療受給者証と一緒に提示すると、利用料金が減免されることがあります。

なお、65歳以上の方で、老人保健の医療受給者証がなくても健康手帳を提示すると利用できる施設もあります。詳しくはそれぞれの施設にお問合せください。

健康手帳が必要な方、または持っていたがなくなされた方や、汚損された方は市役所保健医療課または、各支所市民生活課で交付します。

断酒会

広島断酒ふたば会 中村忠 TEL 43-1605

■とき 2月19日(月) 例会 午後7時～9時

■ところ 吉田人権会館

※詳しい内容は、お問い合わせください。

滞納整理

平成17年度

滞納整理対策本部の取り組み

9149万8,000円の滞納を徴収しました

平成17年度、設置して2年目となる滞納整理対策本部は、各部各課で作成した「債権確保実施基準」をもとに、徴収事務の確立を図る取り組みを引き続いて実施しました。また、債権担当課一同が行っている「集中徴収強化月間」を昨年度より1回増やし、5月、7月、11月、3月としました。

滞納整理の具体的な取り組みとしては、①納期忘れなど悪意のない滞納には、その都度、電話や戸別訪問を通じて催告を行い、納期を厳守した納付指導を行いました。②失業・病気・事業不振・倒産など、自分だけの責任でない理由による滞納には、分割納付・法令による執行停止・納税の猶予などに対応しました。③納付意思のない悪質な滞納者には差押などの法的措置の執行を行いました。その結果は滞納総額6億9,076万5,000円の内9,149万8,000円を徴収しました。

法的措置などの実施結果としては、

税では、差押予告158件、差押21件、交付要求40件、国保被保険者証発行停止(資格者証発行)57件、短期被保険者証発行89件。水道では、給水停止予告475件、給水停止103件。このほか、入札参加資格の認定、市営住宅の入居の可否、生ゴミ処理機補助金交付の可否などを審査の対象としました。

平成18年度は、引き続き徴収強化を図ることとし、特に法的措置の執行強化、また、税では自動車の差し押さえが行えるよう、10月に「タイヤロック制度」の導入を行いました。

平成19年から市税延滞金の割合が変更されました

1月から、市税の延滞金(納期限の翌日から1か月間にかかる部分)の割合が年4.1%から年4.4%に変わりました。

なお、延滞金のうち1か月を経過した日以後の割合は、年14.6%で変更はありません。

引き続き納期限内自主納付のご協力をお願いいたします。

お役立ち情報

- 市役所本庁 TEL.42-2111(代) (総務部、市民部、福祉保健部)
- 市役所第1分庁舎 TEL.42-5612 (自治振興部) TEL.47-4022 (産業振興部)
- 市役所第2分庁舎 TEL.47-1201(代) (建設部)
- 市役所第3分庁舎 TEL.42-0049(代) (教育委員会)
- 消防本部 TEL.42-0931(代)
- 八千代支所 TEL.52-2111(代)
- 美土里支所 TEL.54-0311(代)
- 高宮支所 TEL.57-0311(代)
- 甲田支所 TEL.45-4111(代)
- 向原支所 TEL.46-3111(代)

催し物

閻杰・中国女子楽坊コンサート
高宮教育分室 TEL.57-1803



中国琵琶の演奏家「閻杰」と二胡などの中国楽器・西洋楽器のアンサンブルをお楽しみください。

■とき 2月18日(日) 午後1時30分 開場 午後2時 開演

■ところ 田園パラッツォ 文化ホール

■料金 ▼大人/前売券 1,000円/当日券1,500円 ▼小人(小中高の学生) 前売券 500円/当日券1,000円

■チケット取扱 吉田教育分室/八千代教育分室/田園パラッツォ

パラッツォ/向原公民館/美土里生涯学習センター「まなび」/甲田若者定住センター「ミューズ」

人権講演会

向原支所市民生活課 TEL.46-3113

■とき 2月18日(日) 午後1時

■ところ 向原若者センター

■講演 河野義行さん(松本サリン事件の第一通報者「報道と人権」)

■演奏 長谷川一義さん(津軽三味線奏者)

津軽三味線演奏 ~津軽の響き~

八千代の丘美術館 センターギャラリー企画展 芸術園四季の里「八千代の丘美術館」 TEL.52-3050

■第4回安芸高田市児童生徒自画像展 2月2日(金)~2月26日(月)

美土里町北の旧北地域運営協議会活動拠点施設を安芸高田消防署北部分駐所に改修する工事が始まりました。この工事では、現在の会議室を救急車用車庫に改修し、救急体制を充実するため消毒室などを設置します。

1月10日(木)には安全祈願祭が同施設内で開催されました。この中には、児玉市長をはじめ、松浦議長、美土里町地域運営協議会連合会長である佐々木忠則北振興会会長、高宮町地域振興会連絡協議会会長である

救急 安芸高田消防署 北部分駐所の改修工事はじまりました。

辻駒健二川根振興協議会会長、施工業者である株式会社和田組の和田一雄代表取締役などの皆さんが玉串を捧げ、工事の安全を祈りました。

安全祈願祭を終えた児玉市長は、長年の懸案だった安芸高田市北部地域の救急体制の充実に向け、「この分駐所には、市民の皆様への命を一分一秒でも早く助けるための高規格救急自動車を配備し、今まで到着に30分以上を要する地域の皆様に、安全安心を提供できる」と、あいさつを述べました。

この安芸高田消防署北部分駐所は4月の運用開始に向け準備が進められています。



玉串を捧げる児玉市長

サンフレッチェ広島 ユース

2月 試合・練習予定

- は吉田サッカー公園
 - は吉田運動公園
- 試合 (吉田会場分) 24日 午前10時 対 経済大学
- 練習

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28			

※練習時間は午後4時~7時。 ※練習予定は変更になる場合があります。吉田サッカー公園にご確認ください。(吉田サッカー公園 TEL.42-1600)

市内小中学校から応募のあった作品の入選作を展示。 ※開館時間は午前10時~午後5時(毎週火曜日休館) ※入場料 無料

平成18年度

県立広島大学 公開講座 県立広島大学庄原地域連携センター TEL.(0824)74-1000

改正された介護保険制度下の施設ケアマネジメントを、いろいろな方面から検討する講座です。

■とき 3月13日(火)

■ところ 庄原市 ふれあいセンター

■対象者 備北・芸北地域のケアマネジャー、ヘルパー、介護者など保健福祉従事者。その他関心のある方。

■定員 40名

■受講料 5,200円

※申込など詳しくは県立広島大学へお問い合わせください。

第6回安芸高田市甲田町芸術祭 生誕70周年記念美空ひばりフィルムコンサート 甲田教育分室 TEL.45-4311



「美空ひばり」フィルムコンサート 美空ひばりの魅力を結集! 大画面と迫力あるサウンドによるコンサートです。

■とき 3月10日(土) 午後1時30分

■ところ 甲田若者定住センター「ミューズ」

■料金 大人/前売券1,000円/当日券1,500円 高校生以下/前売券500円/当日券700円(1月25日から甲田教育分室ほか市内各教育分室で販売開始)

※前売券完売の場合は、当日券はありません。

安芸高田市民フォーラム

自治振興課 TEL.42-5617

日ごろの住民自治活動の成果、発表が行われます。

■とき 2月11日(日)

■ところ ミューズ(甲田町)

■内容

- 活動展示報告(地域振興組織および各種団体)
- 活動の発表(わがまち物語)
- 地域の味交流会(会費制)



昨年のポスターセッションのようす。 掲示物の前で情報交換が行われた。

お役立ち情報

吉田温水プールの臨時休館

吉田温水プール TEL47-1210

吉田温水プールでは、プールの点検と清掃のため次の期間を臨時休館とさせていただきます。ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。

■休館期間
2月10日(土)～14日(水)
※2月15日からは通常どおり開館します。

吉田歴史民俗資料館企画展
「あきたかたの鏡像・懸仏」
吉田歴史民俗資料館
TEL42-0070



川本観音堂(吉田町)懸仏(仏像部分)

明治初期の神仏分離政策によって神社から取り払われ、廃棄された鏡像・懸仏。中世の宗教形態を伝える、数少ない鏡像・懸仏を展示します。

■とき 2月24日(土)～3月25日(日)

■ところ 吉田歴史民俗資料館 1階展示コーナー

■主な展示品 ▼川根葉師観音堂の鏡像(県内でも最大級)
▼吉田宮崎神社の鏡像・懸仏(県内で唯一、一緒に発見)
▼吉田町川本観音神社の懸仏(県内最古例)など

募集

安芸高田市奨学金
平成19年度奨学生募集
学校教育課 TEL42-0360

学習の意欲がありながら、経済的理由で高校・大学・その他の学校へ就学することが困難な方へ、学資金の一部を貸し付けます。

■奨学金の申請
奨学金を申請したい人は、学校教育課または、各教育分室に申請書を取りに来てください。

■申請書提出期限
4月20日(金)

貸付は奨学生としての資格や収入状況などをもとに安芸高田市奨学金審査会で審査し、決定します。申請者へは後日通知します。詳しくは、学校教育課へお問合せください。

市営住宅入居者を募集します

管理課 TEL47-1201



市営住宅入居者の募集を行います。入居を希望される方は各支所業務管理課または建設部管理課住宅係に申し込みください。
※申し込みに必要な書類等は申し込み先に用意しています。

■募集住宅名

○公営住宅 所得制限(上限)あり

住宅名	所在地	広さなど	戸数
北生住宅	美土里町生田	3DK	1戸
本郷住宅	美土里町本郷	3DK	1戸

○特定公共賃貸住宅 所得制限(下限・上限)あり

住宅名	所在地	広さなど	戸数
尾原住宅	向原町坂	3LDK	1戸
北住宅	美土里町北	4LDK	1戸

○若者用マンション 年齢制限(30歳まで)あり

住宅名	所在地	広さなど	戸数
虹のマンション	高宮町佐々部	ワンルーム	2戸

※制限項目や立地条件などは各支所(業務管理課)、建設部管理課(住宅係)に照会ください。

■申し込み期限 2月16日(金) 午後5時(必着)

■問い合わせ、申し込み先 建設部管理課住宅係または各支所業務管理課まで

電気通信サービスモニター募集

中国総合通信局電気通信事業課
TEL(082)222-3377

■応募資格 電気通信サービスに関心がある満20歳以上の方。(総務省、電気通信事業者に勤務経験がある方とその家族は除く。)

■活動内容 アンケート(2回)への回答と会議(1回)への出席

■期間 平成19年4月1日～平成20年3月31日

■応募方法 はがき・FAX・メールで、住所、氏名(フリガナ)、電話番号(携帯電話可)、メールアドレス(持っている方のみ)、年齢、性別、職業および応募の動機を記入して応募してください。

■応募期限 2月19日(月)まで

■応募あて先 〒730-0879 広島市中区東白島町19-36 中国総合通信局 情報通信部電気通信事業課
FAX 082-1502-8152
E-mail chugoku-monitor@ri-soumu.go.jp

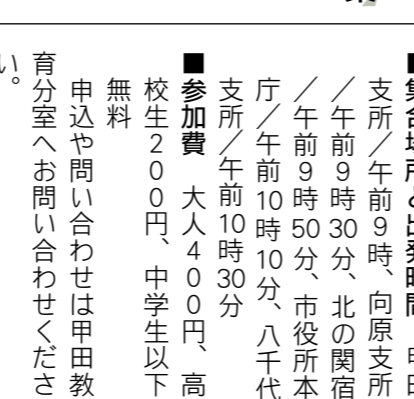
各種訓練・講座受講者募集

広島北部地域職業訓練センター
TEL(0824)62-8500

■2月から始まる講座
ワード&エクセル(活用編)・エクセル検定・アクセ入基礎(昼)・エクセル基礎(昼)・Jwcad(上級)(昼)・管理職研修(決算書)

定員になり次第、受付締切り。(開催日・時間・定員・受講料などは直接ご確認ください。)

第31回ハンドボールリーグ観戦バスツアー参加者募集
甲田教育分室 TEL45-4311



■とき 2月10日(土) 午後2時試合開始

■ところ 広島市東区 スポーツセンター

■試合 湧永製菓 対 トヨタ紡織九州戦

■定員 先着50名

■集合場所と出発時間 甲田支所/午前9時、向原支所/午前9時30分、北の関宿/午前9時50分、市役所本庁/午前10時10分、八千代支所/午前10時30分

■参加費 大人400円、高校生200円、中学生以下無料

申込や問い合わせは甲田教育分室へお問い合わせください。

《休日》午前9時～午後6時

2月4日(日) 中村医院(向原町)
TEL46-5588

2月11日(日) やまね八千代町クリニック(八千代町)
TEL52-7110

2月12日(祝) こたま整形外科医院(吉田町)
TEL43-2800

2月18日(日) 横田診療所(美土里町)
TEL54-0699

2月25日(日) 平原内科医院(吉田町)
TEL42-0446

【内科】TEL42-0446
のりかわ眼科クリニック

HIV抗体検査
芸北地域保健所
TEL(082)814-3181

■とき・ところ 2月20日(火) 午前9時～11時 芸北地域保健所(要電話予約)

■料金 無料(匿名で受けられます)

※都合により変更になる場合があります。出かける前に医療機関へお問い合わせください。

【会社の取り組み】

- ◎不足するオペレータの派遣、支援の斡旋
- ◎農作業の受委託の調整・斡旋
- ◎農地をまとめて農作業の効率化を支援

お問い合わせや相談は
安芸高田市農林業振興公社 TEL42-1033まで。

2月の相談

安全 安全相談
■とき/月曜～金曜8:30～17:00 ■相談員/安全推進室職員
■ところ・問い合わせ/安全推進室 TEL42-1143

消費生活 消費生活相談
■とき/毎週水曜日9:00～16:00 ■相談員/消費生活相談員
■ところ・問い合わせ/安全推進室 TEL42-1143

子育て 家庭児童相談
■とき/月曜～金曜8:30～17:00 ■相談員/家庭児童相談員
■ところ・問い合わせ/社会福祉課 TEL42-5615

くらし・心配ごと 心配ごと相談・行政相談・人権相談
【吉田会場】■とき/1日(木)・15日(木) 10:00～15:00 ■相談員/民生児童委員・行政相談委員・人権相談員・人権擁護委員 ■ところ・問い合わせ/吉田人権会館 TEL42-2826
【高宮会場】■とき/6日(火)・13日(火)・20日(火)・27日(火) 18:00～20:00 ■相談員/民生児童委員・行政相談委員・社協高宮支所長・人権相談員・人権擁護委員・行政職員 ■ところ・問い合わせ/たかみや人権会館 TEL57-1330
【甲田会場】■とき/5日(月)・26日(月) 13:30～15:30 ■相談員/行政相談委員(5日)・人権擁護委員(26日)・民生児童委員 ■ところ・問い合わせ/ふれあいセンターこうだ相談室 TEL45-4939

行政 行政相談
【八千代会場】■とき/27日(火) 13:00～15:00 ■相談員/行政相談委員 ■ところ/八千代保健センター
※吉田・高宮・甲田地区の行政相談は、くらし・心配ごと相談に含まれます。

ひきこもり 事前連絡必要・予約制・秘密厳守
■とき/28日(水) 13:30～15:30 ■ところ・問い合わせ/芸北地域保健所保健課 TEL(082)814-3181

安芸高田市農林業振興公社では 農作業の受委託の相談を待っています。

安芸高田市農林業振興公社では、「高齢化で農作業ができない」、「機械投資をするのは難しい」、「面積が少なく、点在していて引き受け手がない」と悩む農家と、「規模拡大をしたい」、「耕作面積を増やしたい」と希望する農家の調整や支援を行い、農作業の受委託と作業料金などの清算事務処理が効率的に行われるよう支援します。

お役立ち情報

環境と生活

国民年金保険料は社会保険料控除の対象になります。
 二次社会保険事務所
 ☎0824(62)3107

所得の申告には
 証明書の添付が必要
 所得税の確定申告の際、国民年金保険料を社会保険料として申告する場合には、納付したことを証明する書類（「領収証書」や「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」）を添付することが義務づけられています。

証明書を郵送しています
 社会保険庁から証明書類として「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を次のとおり郵送しています。
 平成18年11月送付分
 ↓平成18年1月1日から10月2日まで納めた方
 平成19年2月送付分
 ↓平成18年10月3日から12月31日まで納めた方

月末日まで本年はじめて納めた方
 お問い合わせは、控除証明書専用ダイヤルまたは三次社会保険事務所まで。控除証明書専用ダイヤル（3月16日まで期間限定）☎057010019911【平日午前9時から午後5時】

お知らせ

学用品費 学校給食費などを補助する就学援助制度
 学校教育課 ☎42・0360

小・中学校に在学（入学）する児童・生徒が家庭の経済的な理由で、就学することが難しいと認められる場合、学用品費・学校給食費などを補助する制度があります。
 制度の詳細な内容などは、児童生徒が在学（入学）する学校が学校教育課へお問い合わせください。

海外で国政選挙の投票に参加できる在外選挙制度
 選挙管理委員会事務局 ☎42・5611

在外選挙とは、海外に住んでいる有権者が国政選挙の投票に参加できる制度です。

およろこび

地域	名前	性別	地域	名前	性別
吉田町	佐々木 拓真	男	八千代町	辻川 称	男
	世羅 吉野	女	美土里町	大道 涼雅	男
	花岡 勇剛	男		中迫 大輝	男
	岡崎 芙羽	女		中元 悠斗	男
	田澤 彰真	男	高宮町	高杉 結良	女
	國岡 大暉	男	甲田町	馬場 遥	女
	渡里 柊哉	男		浮田 優那	女
	竹廣 芽衣	女			

(敬称略)

おくやみ

地域	名前	歳	地域	名前	歳
吉田町	薦川 恒則	80	川平 富子	84	
	島中 武登	89	香川 トミ子	90	
	矢野金太郎	85	上野 ツルエ	92	
	小都 盛三	74	高宮町	中和 大和	75
	南波不二人	79		難波 桃代	90
	米下八ルエ	94	甲田町	川井 光明	68
	市原 辰枝	72		古玉 康夫	79
	山崎喜代子	79		若林 幸次	82
	加島 光男	85		山崎 マツコ	91
	國吉ハツエ	92		上高 ヤスマ	81
	灰谷ユキエ	97		石川 智一	49
	河野タマエ	87		沖本 フジミ	80
	吉見 清子	92		山本 アキエ	87
	西永チエコ	92		上野 文子	88
八千代町	上岡チサオ	89		小松 イツ子	96
	近末フサエ	82	向原町	田中 明孝	78
	瀧口 義雄	64		前川一三	90
美土里町	砂田 秋三	92		上田 修三	73
	佐々木文江	73		福島コトメ	95
	竹本 長次	76		末田コナミ	94

(敬称略)

このおよろこびとおくやみは掲載を承認された方のみ掲載しています。市外で届けられた方で名前の掲載を希望される方は、企画課 ☎42-5612までご連絡ください。

票に参加できる制度です。これまでの在外選挙では、衆議院および参議院ともに比例代表選出議員選挙に限定されていましたが、これからは選挙区選挙でも投票できるようになりました。
 海外で投票を行うためには、あらかじめ在外選挙人名簿への登録が必要です。登録申請の手続は在外公館（日本大使館、日本総領事館）出張駐在官事務所を含む（ ）で受け付けています。

2月7日は「北方領土の日」
 総務課 ☎42・5611
 政府は、毎年2月7日を「北方領土の日」と定め、北方領土返還要求運動を進めています。
 2月7日には東京で「北方領土返還要求全国大会」が開催されます。また、6日には安芸高田市でも街頭啓発活動を予定しています。この機会に北方領土問題について理解を深めていきましょう。
 『四島還れ日本の声です』
 呼びかけ

平成18年度北方領土に関する標語
 （独立行政法人 北方領土問題対策協会）
広島県産業別最低賃金が改正されました
 三次労働基準監督署 ☎0824(62)2104
 表の産業に該当する事業所で働く労働者には、それぞれの「産業別最低賃金」が適用されます。

次の労働者は、「広島県最低賃金」が適用されます。
 ▼①年齢18歳未満または65歳以上の人 ▼②雇入れ後6ヶ月未満で技能習得中の人 ▼③主に清掃片付け業務に従事する人
 ▼④主に各産業で特定の軽易業務に従事する人
 ■広島県最低賃金 時間額 649円

産業別最低賃金名	時間額(円)	発効年月日
製鉄業、鋼材、鉄鉄鋳物、可鍛鋳造業、その他の鉄鋼業	784	18.12.31
建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業	760	18.12.31
一般機械器具製造業	764	18.12.31
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業	721	18.12.31
自動車・同附属品製造業	748	18.12.31
船舶製造・修理業、船用機関製造業	786	18.12.31
各種商品小売業	739	18.12.31
自動車小売業	745	18.12.31

市の人口

総人口	33,378人 (33,732人)
男	16,044人 (16,240人)
女	17,334人 (17,492人)
世帯数	13,177世帯 (13,045世帯)
平成19年1月1日 現在	

()の数値は前年同月数値。

2月の納税

固定資産税	4期
納期限	2月28日

犬・猫の引き取り
 市民生活課 ☎42-5616または各支所市民生活課

2月7日(水) 9:30/市役所本庁 10:00/向原支所 10:50/八千代B & G 海洋センター 11:35/甲田支所
 2月8日(木) 9:00/高宮支所 9:30/来原コミュニティ センター 10:00/美土里支所
 2月21日(水) 9:30/市役所本庁 10:00/向原支所

図書館からのお知らせとおすすめの本

★吉田図書館 【おはなし会】2月15日(木) 午前10時30分～午前11時 吉田公民館 2階和室

『おじいちゃんの出番！ 絵本で楽しむ子育て』
 草谷桂子／著(大月書店)
 みんなで笑える楽しい絵本から、長い間たくさんの人に読まれてきた定番絵本まで。多種多様な絵本が紹介されたブックリスト。絵本を読むコツとか条と、テーマ別絵本リストも付いています。

★八千代図書館 【おはなし会】2月10日(土) 午前11時～午前11時30分 【読書会】2月10日(土) 午後1時30分～午後3時30分 いずれも八千代人権福祉センター研修室 【移動図書館さわやか号】根野地区 2月21日(水) 刈田地区2月22日(木)

『しあわせの雑学 希望編』
 近藤勝重／著(幻冬舎)
 退屈な日常が、黄金の時間になります。長生きの秘訣から、子育てのヒントまで、人生の知恵がいっぱいの49話を収録しています。

★美土里図書館 【移動図書】2月15日(木) 北・生桑地区 2月22日(木) 横田・本郷地区

『さよなら、サイレント・ネイビー 地下鉄に乗った同級生』
 伊東乾／著(集英社)
 '95年の地下鉄サリン事件。その実行犯の1人が大学時代の親友だったという著者が、「運命の分かれ道」はどこだったのか？と、友の犯した罪、そしてオウム問題の本質を究明しようと試みる。このような事件を2度と起こさないために、私たちはどうしたらいいのか？

★田園パラッツォ図書館 【移動図書】2月22日(木) 佐々部・川根地区 2月23日(金) 船木・佐々部(信木)・羽佐竹・来女木地区 【田園パラッツォおはなし広場】2月24日(土) 午前10時30分～ 田園パラッツォ

特別休館のお知らせ 1月29日(月)～2月7日(水) 蔵書点検・館内整理のため、図書館を休館します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

『名なしのこねこ』
 とりこえ まり／作絵(アリス館)
 公園で弱りきってえさも食べようとしないこねこに出会ったわたしは、心配で病院につれていきますが…。このこねこが家族の一員として一緒に暮らすようになるまでの、わたしのさまざまな悩みや不安、喜びを描いたお話。動物を飼うことの責任と、本当の愛情のかけ方を教えてくれる本です。ぜひお子さまと一緒に読んでください。(児童書)

★甲田図書館 【移動図書】2月9日(金) 小田小学校 午後1時5分～午後1時35分 小原保育所 午後4時～午後4時30分 ケアハウス甲田 午後4時30分～午後5時

特別休館のお知らせ 2月14日(水)～23日(金) 蔵書点検・館内整理のため、図書館を休館します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

『NHK週刊子どもニュース'06』
 NHK「週刊子どもニュース」プロジェクト／編(日本放送出版協会)
 格差社会、いじめ問題、北朝鮮の核実験など、2006年の重大ニュースをイラストを交えて分かりやすく解説。子どもから大人まで、知りたい情報が満載の1冊。

★向原図書館 『かあさんのおめん』
 よしざわかず お 吉沢和夫／ぶん またじましんべい 北島新平／え 松谷みよ子／監修(ほるぶ出版)
 日本に伝わる昔話に光を当て、次の世代にしっかりと渡さなくてはならないし、同時に子どもたちへのおくりものにならねば願う。